



内閣府

令和 8 年 4 月 1 7 日  
国際平和協力本部事務局

国際連合南スーダン共和国ミッション（UNMISS）への  
自衛官の派遣について

標記については、本日（17日）の閣議において決定されました。概要は下記のとおりです。

記

**1. 趣 旨**

我が国は、陸上自衛隊からUNMISSに、2011年11月から司令部要員を、2012年1月から2017年5月末まで施設部隊をそれぞれ派遣し、現在は4名の司令部要員が活動しています。そうした中、2026年3月、UNMISS軍事部門司令部参謀長の任期終了につき、後任者として我が国の陸上自衛官が国際連合事務局により選考されたことから、国際連合職員として同参謀長ポストに当該自衛官を派遣することが決定されました。

参謀長は、我が国が国際連合平和維持活動へ派遣する要員としては過去最高位の職位であり、UNMISS軍事部門司令官及び副司令官の下、司令部において、人事、情報、作戦、兵站、計画等の業務を統括します。このようなポストで自衛官が職責を果たすことは、我が国として国際平和のための主導的な貢献をすることにつながり、各国の軍人との相互理解の深化等が見込まれ、我が国にとって望ましい国際安全保障環境を構築する上でも意義が大きく、国際舞台で活躍する人材の育成機会の確保及び国際平和分野に関する経験・知見の蓄積にも資するものです。

**2. 概 要**

(1) 派遣先

国際連合が指定する場所（南スーダン共和国等）

(2) 期 間

令和8年5月11日から令和9年5月11日までの間

(3) 規模及び構成

自衛官 1名

(4) 装 備

国際連合職員の健康及び安全の確保並びに業務に必要な個人用装備（武器を除く。）